

# 地理的表示保護制度について

農林水産省食料産業局知的財産課 法令担当専門官 川口 藍



## 要 約

「地理的表示保護制度」が我が国でスタートしてから2年半が経過した。「地理的表示保護制度」は、一定の要件を満たした農林水産物等の財産的価値を保護し生産者の利益の保護を図るとともに、同じ名称を使用する模倣品や粗悪品を排除し、当該名称を信頼した需要者の利益の保護を図ることも目的とする制度である。同制度は、商標権と異なり、特定の名称を使用することについて、生産者に独占的・排他的権利を与えるものではなく、地域共有の知的財産として保護するものであり、不正使用があった場合には行政が取り締まる等の特徴がある。平成30年2月7日現在、59製品が地理的表示として登録されており、既に模倣品が排除される、取引が拡大する等といった効果が生じているものも多い。日EU・EPAが交渉妥結し、日本の48の製品がEUにおいて保護されることとなるなどの動きもあり、今後、海外での知名度向上、輸出促進といった効果も期待できる。

## 目次

1. はじめに
2. 地理的表示保護制度の概要
  - (1) 地理的表示とは
  - (2) 地理的表示保護制度の特徴
  - (3) 登録に至るまでの手続
  - (4) 登録状況及び登録の効果
  - (5) 登録後の留意点
  - (6) 海外における日本の地理的表示の保護の動き
3. まとめ

### 1. はじめに

地域の自然条件や歴史・伝統と結びついた高い品質を有するいわゆる「地域ブランド」産品は、世界中に数多く存在する。これらはその地名と結び付いた名称が付けられていることが多い。しかし、消費者がその名称からあの「地域のブランド」産品であると認識し、購入に至っていることを利用して、その地域と関係のない地域で作られたもの、その産品の特徴を備えていないものについても、あたかも「地域ブランド」産品であるかのような名称を付して市場に流通させて、当該産品の持つ名声などの価値に便乗しているケースが散見される。このような状況を放置すると、本物の産品が価格競争に負けて類似名称を有する偽物や粗悪品に市場シェアを奪われ、粗悪品が出回っ

た結果、本物の産品に対する評価が下がり、その需要自体が減少してしまうことも考えられる。

このような事態を防ぐためには、いわゆる「地域ブランド」産品が作り上げてきた品質や社会的評価を守っていくことが必要である。このような事情等を背景として、伝統的生産方法や生産地の特性と結び付いた高い品質や評価を得ている農林水産物や食品の「名称」を知的財産として保護する制度（以下「地理的表示保護制度」という。）を定める「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号。以下「地理的表示法」という。）が制定され、平成27年6月に施行された。

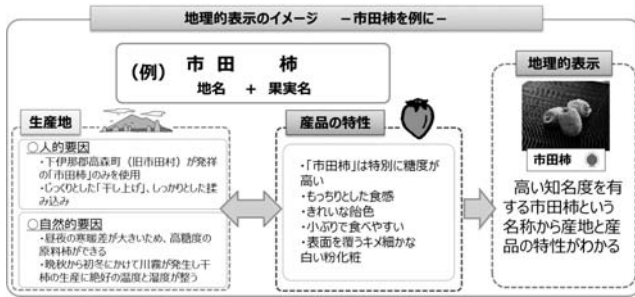
### 2. 地理的表示保護制度の概要

#### (1) 地理的表示とは

地理的表示<sup>(1)</sup>とは、産品の品質や社会的評価等が当該産地と結び付いていること及び当該産地を特定することができる産品の名称の表示のことである。かみ砕いて説明すると、ある商品の名称を聞いたときに「それは、〇〇という地域で作られていて、××という特徴を有しているあれのことだな。」とイメージすることができる商品の名称（あれ）を指す（【図1】参照）。知的所有権の貿易関連の側面に関する法律（TRIPS協定）においても知的財産権の一つとしてWTO加盟

国で保護されており、100を超える国及び地域で独自の地理的表示保護制度が導入されている。

【図1】



(2) 地理的表示保護制度の特徴

地理的表示法は、「特定農林水産物等<sup>(2)</sup>」をその名称、生産地、生産の方法、その特性がその生産地に主として帰せられる理由等と併せて登録し、その名称を保護するものである。以下の点が特徴である。

ア 地理的表示保護制度の大枠

① 産品を、その名称や生産地、品質等の当該産品が満たすべき基準とともに登録し、登録された基準（明細書）を満たす産品の生産者だけが地理的表示を名称として表示し、使用<sup>(3)</sup>することができる。登録された明細書に記載された事項（生産地や産品の品質等の特性、生産方法等）に即さない産品は、地理的表示と同一又は類似の名称を使うことができない。<sup>(4)</sup>このような場合に使用すると、不正使用として③で後述するとおり行政によって取り締まられる。

② 地理的表示を使用する際には、併せて「GIマーク」（【図2】）を使用することが義務付けられる。需要者は、GIマークの有無を基に地理的表示保護制度に登録された産品（以下「GI産品」という。）であるか否かを容易に確認することが可能となり、表示を信頼した需要者の利益の保護と共に登録されていない同種産品との差別化を図ることができる。<sup>(5)</sup>

③ 不正な地理的表示の使用は国が取締りを行う<sup>(6)</sup>。これにより、生産者は、自ら経済的負担を負うことなく、自分が生産する産品のブランド価値を守ることが可能になる。

④ 「特定農林水産物等」として登録することは、個々人に独占的・排他的に当該名称を使用する権利を付与する効果を与えるものではないため、地理的表示として登録された後でも、当初

登録を受けた団体以外の生産者団体が追加登録の申請を行い、登録されれば<sup>(7)</sup>、登録されたGI産品の名称を使用することができる。

【図2】



イ 地域団体商標制度との相違（【図3】参照）

地理的表示保護制度は、産品の名称を保護するという点では地域団体商標制度と似ているが、地域団体商標が名称の団体への帰属を証明するものであるのに対し、地理的表示は産品の特性に着目したものであるという根本において違いがある。産品を取り巻く状況に応じ、いずれかの制度を選択し又は両者を組み合わせる利用することが求められる。

【図3】

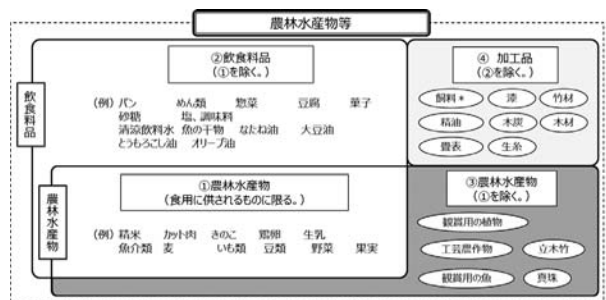
地理的表示保護制度	地域団体商標制度
<p>表示(indicate)</p> <p>産品 (地域・特性) 名称 (地域・結びついた特性を有する産品の名称を保護)</p> <p>地域共有の財産として保護 産品の生産の方法や品質基準を登録 生産者団体の事後追加も可</p> <p>行政が取締 不正表示(類似表示を含む)を行政が監視・取締り (構成員の管理は登録団体が行う必要あり)</p>	<p>所属</p> <p>名称 (地名・商品名等) (地域団体)</p> <p>地域団体が使用するものとして 周知した名称を保護</p> <p>地域団体の財産(権利)として保護 産品の基準等は任意(自由に設定・変更可能) 使用権を任意で設定可能</p> <p>自己で権利行使 ブランド戦略等に依りて自己で監視・権利行使 損害賠償請求も可</p>
その他の主な相違点	
農林水産物、飲食品等(酒類等を除く)	対象 全ての商品・サービス
生産・加工業者を構成員を含む団体 法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能	申請主体 事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、NPOに限る
一定期間継続して生産されている必要(伝統性)	伝統性周知性 一定の需要者に認識されている必要(周知性)
地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が実現した際には、当該国においても保護される	海外での保護 各国に個別に登録を行う必要

(3) 登録に至るまでの手続

ア 対象産品

地理的表示保護制度の対象となるものは、地理的表示法において「農林水産物等」と定義されており、具体的には【図4】のとおりである。<sup>(8)</sup>

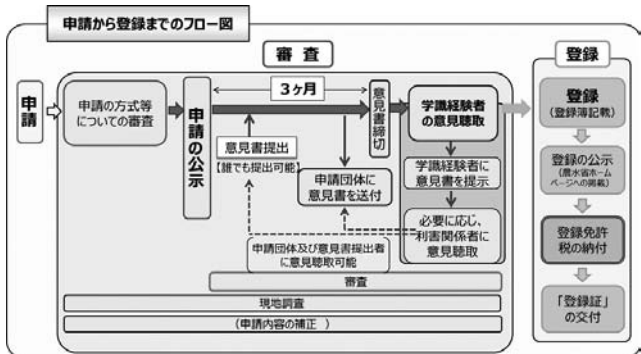
【図4】



\* 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。

イ 申請から登録までのフロー（【図5】参照）

【図5】



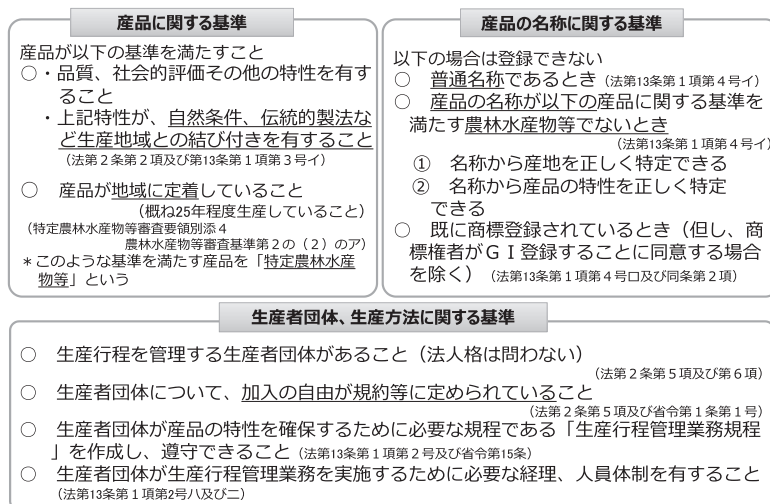
地理的表示保護制度への登録を求める製品について、「生産者団体」<sup>9)</sup>（地理的表示法第2条第5項）が農林水産省に申請することにより手続が開始される（同法第7条）。生産者団体は既存の団体（農業協同組合等）でも別途協議会を立ち上げて構わない。ただし、GI 産品として登録された場合、生産者団体には後述のとおり生産行程管理業務規程を遵守する義務が発生するため、登録後もきちんと製品の生産行程管理を行い続けることができるだけの経理的基礎及び組織体制を備えた団体である必要がある。申請に際しては、申請書（同法第7条第1項）<sup>10)</sup>、明細書（同条第2項第1号）<sup>11)</sup>、生産行程管理業務規程（同条第2項第2号）<sup>12)</sup>の3種類及び産品がどのような特性を有しているのかや当該地域に定着していること等を裏付ける資料等を提出することとなる。各書面の様式や記載方法等は、農林水産省のウェブサイトダウンロード可能になっているのでそれらを参考にしていきたい。

農林水産省において申請を受け付けた後、提出された書類の形式的な不備の有無の審査のほか、特性、産品

の名称、生産方法の基準など登録の主たる要件を中心に内容面の審査を経て申請内容が農林水産省のウェブページ上に公表（公示）される（同法第8条及び第33条）。この公示が開始されてから3か月間は、誰でも当該申請産品について、農林水産省に意見書を提出することができ、意見書が提出された場合、この意見書は申請をした生産者団体に送付される（同法第9条）。3か月を経過し、意見書の提出が締め切られた後、当該産品について専門的知見を有する者（学識経験者）から登録の可否についての意見を聴取する（同法第11条）。これらの意見を踏まえて最終的な登録の可否について判断をし、登録された産品については登録簿にその内容が記載されるとともに、登録産品として、農林水産省のウェブページにおいて登録内容が公表されることとなる（同法第12条）。登録を拒否する場合は申請した生産者団体に対し、拒否した旨とその理由が書面により通知される（同法第13条第3項）。処分（登録又はその拒否）に不服がある場合は、行政不服審査法、行政事件訴訟法に基づき当該処分を争うことが可能である。なお、登録された場合、速やかに登録免許税（1件当たり9万円）を納めなければならない。<sup>13)</sup>

登録の主な要件として、①産品に関する要件、②産品の名称に関する要件、③生産者団体・生産行程管理業務に関する要件がある（【図6】）。特に重要なのは産品に関する要件（①）であり、他の同種産品と異なるどのような特性があるのか、その特性は当該地域の自然環境等とどのように結び付いているのか、当該地域に根付いたものといえるのか、ということが具体的に裏付け資料から説明できなければならない。いかなる観点から具体的にどのように審査されるか等は農林水

【図6】







定を創設した（同法第23条以下）。

この規定に基づき海外GI産品を保護する場合、国際約束により保護内容等が決まるため、生産者団体からの申請という手続がないため、当該外国のGI産品については、農林水産大臣が「登録」ではなく、「指定」することにより、我が国の地理的表示法に基づき我が国の国内で保護されることとしている。

また、この規定は相互に相手国の制度を信頼することが前提となっていることから、基本的に相手国政府が定める明細書を日本でも適用することとなり、明細書や生産行程管理業務規程の適否は指定の可否には影響しない。



ア タイ政府及びベトナム政府との間での合意  
農林水産省は、平成29年3月にタイ王国商務局知的財産局、同年6月にベトナム社会主義共和国知的財産庁との間で、GIの重要性及びGIの相互保護の必要性について認識し、GIの相互保護に向けた協力を開始することを合意し、今後、タイ政府及びベトナム政府と相互保護のための試行的事業を行っていく予定である。

タイにおいては、「夕張日本メロン」と表示されたタイ産のメロンが確認され、生産業者に対し「夕張メロン」が我が国のGIでありその名称の使用中止とラベル等の廃棄を行うよう警告状を送付したところ、事業者により警告内容に対応する旨の回答があったといった事例もあり、海外においても、我が国で地理的表示保護制度へ登録された産品であると主張することに伴う効果が見られるものもある。

イ 日EU・EPAにおける地理的表示保護についての交渉妥結

また、平成29年7月の日EU・EPAの大枠合意後、公示等の所定の手続を経て、同年12月に、リスト掲載のEUのGI産品について、審査を行い、我が国のGIと同等の保護を行うことで交渉妥結に至った。保護開始までの流れ等は【図11】のとおりであり、日EU・

EPAの発効と同時に、日本でGI登録された48産品（【図12】）がEUにおいても保護されることになる見込みである。これによりEUにおいても日本のGI産品が登録団体の経済的な負担なく保護されることとなり、我が国の農林水産物の知名度向上や、輸出促進といった効果も期待できる。日EU・EPAにおける地理的表示の取扱いの詳細については、農林水産省のウェブページを参照されたい。

日EU・EPA合意の内容等を踏まえて、同協定の担保法案として、①表示の規制対象を産品そのものから広告・インターネット等のサービスの名称使用に拡大する、②先使用<sup>(14)</sup>を認める期間を7年に制限する<sup>(15)</sup>こと等を内容とする地理的表示法の改正の検討を進めることとしている。

【図11】



【図12】

あおりカス 京都府	加賀丸いも 石川県	前沢牛 岐阜県	紀州金山寺味噌 和歌山県	堂上蜂屋梅 岐阜県
但馬牛 兵庫県	三島馬鈴薯 静岡県	くろさき茶豆 新潟県	美東ごぼう 山口県	小川原産大和しじみ 奈良県
神戸ビーフ 兵庫県	下関ふく 山口県	東根さくらんぼ 宮城県	木頭ゆず 徳島県	入善ジャンボ西瓜 新潟県
夕張メロン 北海道	能登志賀ごころ柿 石川県	みやざきサモーン 宮城県	上庄さといも 香川県	香川小原紅生みかん 香川県
八丈伝統本玉露 静岡県	十勝川西長いも 北海道	大館とんぶり 秋田県	琉球もろみ酢 沖縄県	宮崎牛 宮崎県
鳥取島の金時栗餅 鳥取県	十三層産大和しじみ 奈良県	大分かぼす 大分県	若狭小浜小鯛さ漬 福井県	近江牛 滋賀県
くまもと県産いも 熊本県	遠島ごぼう 岡山県	すんき 鹿児島県	桜島小みかん 鹿児島県	辺塚だいたい 鹿児島県
鳥取砂丘らっきょう 鳥取県	特産松阪牛 三重県	田子の浦しらす 静岡県	岩手野田村黒海老 岩手県	鹿児島黒牛 鹿児島県
三輪素麺 和歌山県	米沢牛 山形県	万願寺甘とう 静岡県	奥島山と村家 千し大塚 徳島県	
市田柿 長野県	西尾の抹茶 愛知県	飯沼栗 茨城県	八丁味噌 愛知県	

### 3. まとめ

冒頭でも記したとおり、「地域ブランド」としての知名度が高ければ高い程、模倣品にその名称が使用されるリスクは高くなるので、既に地域のブランドとして社会的評価等が確立し知名度が高いから法的保護を受ける必要が無いという考えでいると、模倣品に市場シェアを奪われることにより経済的な不利益を被るお



それが大きい。不当な不利益を受けないためにも、また、日本や世界における知名度を更上げて地域の活性化に拍車をかけるためにも、地理的表示保護制度は有効な制度であるので、ぜひ活用を御検討いただきたい。農林水産省としても制度の周知及び充実に努めて参りたいと考えている。

(注)

- (1) 地理的表示を英訳すると「Geographical Indication」であり、その略称「GI (ジーアイ)」が用いられることが多い。
- (2) 「特定農林水産物等」とは、特定の地域を生産地とし、産品の特性がその生産地に主として帰せられるものを指す(地理的表示法第2条第2項)。
- (3) 地理的表示法は、特定農林水産物等又はそれを原材料とする製品又はその包装等への名称の表示(生鮮農産物など、商品に表示を付すことが無い場合には、商品に近接して置かれているPOPなども付する行為とみなされる。)についてGI登録された産品以外への名称の表示を禁止するものであり、農林水産物等のモノに名称を「付す」行為(表示)に対する規制となっている。もっとも、本稿2(5)イ記載のとおり、物理的に商品自体に名称が付される場合にとどまらず、包括的な「使用」についても規制の対象とする検討を進めることとしている。
- (4) 「地理的表示又はこれに類似する表示」とは、それが付された農林水産物等が地理的表示法第6条の登録を受けた特定農林水産物等と誤認混同させる表示をいう。具体的には、地理的表示と同一の表示の例として下記ア及びイ、類似する表示の例として下記ウないしが当たると考えられる。なお、文字の構成上は地理的表示と紛らわしい表示であっても、当該表示が付された農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特性を持ち、その特性と法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の特性が各明確に区別され、商取引上も明確に区分されるなど識別が容易であると客観的要素から需要者などが判断可能である場合や原産地表示の一環として行われることが明らかな場合等もあることに留意が必要である。
  - ア 登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはへボン式ローマ字又は漢字を用い相互に変換した表示
  - イ 登録名称の前後に登録産品の生産地を含む県名等や等級などの修飾語を付した表示
  - ウ 登録名称を分断するように何らかの文字等を挿入した表示
  - エ 全体の称呼や外観が酷似しており、登録名称を表したものと誤認するおそれを招来する表示
  - オ 普通名称に加え括弧書きで登録産品の生産地に係る地名を付した表示
  - カ 登録名称の全部又は一部を翻訳した語の音を平仮名等に

変換した表示

- (5) GI産品の加工品には、GI産品の名称を使用することはできないが、生産行程管理業務規程に従って明細書の内容が遵守されていることを確認したGI産品ではないため、GIマークを付することはできない。広告や外食のメニュー等におけるGIマークの使用基準については、「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」(平成29年7月19日公表)を参照されたい。
- (6) 農林水産大臣は、違反の事実を確認したら、口頭指導等を行い、改善の見込みのない違反者に対しては、地理的表示法に基づく措置命令を発することができる(地理的表示法第5条、第39条、第40条)。当該措置命令に従わない場合には罰則の適用が検討されるという形でペナルティーが課される。
- (7) 生産者団体には、法令又は定款その他基本約款において「加入の自由」(構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨)が定められていることが必要である(地理的表示法第2条第5項)。なお、農協、漁協、事業協同組合等には、設立根拠法令により加入の自由が担保されている。
- (8) 地理的表示法第2条第1項各号並びに特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令(平成27年政令第227号)第1条及び第2条。
- (9) 生産業者を直接又は間接の構成員とする団体。
- (10) 申請した産品の名称、生産地、特性、生産方法等の、産品の普遍的な基準を記載する書面。
- (11) 生産者団体が複数存在する場合は、生産者団体ごとに作成する。申請書に記載した基準を満たすことを前提に、特に生産者団体ごとの基準がある場合にその内容を記載する(申請書には、特性として糖度15度以上と記載しているが、生産者団体としては糖度18度以上という、申請書記載の基準を上回る基準を設けているような場合)。単独の団体が申請し、かつ当該団体が産品の普遍的な基準(申請書の記載内容)と異なる基準を特段設けていないという場合には、申請書の記載内容と一致することとなる。
- (12) 明細書に記載の生産の方法等の基準に適合することをどのような体制で検査・管理するのかについて具体的に説明する書面。生産者団体ごとに作成する。
- (13) 一旦登録されると、失効・取消がなされない限り登録の効果は続く(更新手続は不要である。)
- (14) 登録/指定産品と同一又は類似の名称を、当該登録/指定の前から使用していた場合をいう。
- (15) 地理的表示法において、先使用者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的なく、業務としての継続・反復性が認められる場合には、当該名称を引き続き使用することができることとされている(地理的表示法第3条第2項第4号)。

(原稿受領 2018. 1. 31)  
(情報更新 2018. 2. 26)